

# 華北地域軍理管理工場をめぐる 軍・興亜院・国策会社・「協力会社」 - 永利化学工業股份有限公司を事例に -

兒 玉 州 平

## はじめに

塘沽に立地し、ソーダ類<sup>1)</sup>をはじめ、化学工業製品の生産を行った永利化学工業股份有限公司（以下、永利化学<sup>2)</sup>）については、中国における民族系化学メーカーの勃興という観点から研究が進められてきた（菊池（87）、貴志（97）、田島（03）、解（07）、Kwan（17））。ことに、貴志（97）は、永利化学あるいは創業者の范旭東と北京政府・南京政府との強い結びつきを明らかにした点で特記すべき研究である。王（05）は、永利化学を事例として、民国期の産業金融のあり方を明らかにしており、また、人民共和国期への連続を念頭においた峰（05：32-33）も注目されよう。

1937年、日中戦争が勃発すると、翌年塘沽永利化学工場は日本軍によって接収され、軍管理工場となった。范旭東ら経営陣は四川に移って工場を新設した（貴志97：265-273、峰05：33）。このこともあって、先行研究は重慶政府の抗戦体制構築への関心から四川における事業継続を主として検討し（Kwan17：Chap.6）、その一方で、日本軍の侵略に伴い接収された塘沽工場がどのように運用されたかについて、研究が手薄になっている<sup>3)</sup>。

しかし、この点については、二つの観点から重要である。1点目は占領地において展開された経済開発計画が、接収された工場の運営にどのような影

1) 本稿ではソーダ灰および苛性ソーダなどを総称して、ソーダ類と呼称する。

2) 永利化学は、1917年の創業以来1934年まで社名を「永利製碱股份有限公司」としていたが、本稿では煩雑を避けるため、呼称をすべて永利化学で統一する。

3) 中村（83）、田島（03）、柴田（08）。以降、永利化学と呼称した場合、塘沽において軍管理工場として運営された永利化学を指す。また、本稿は本文中の文献表記および脚注中の年号は原則として西暦下二桁のみで示す。

響を与えたかという観点である。中村隆英の記念碑的業績が指摘するように、戦時日本の華北支配の目的は、戦局の推移によってつねに変転を迫られ、当初は原料の対日供給拠点の形成を目的としていたが、最終的には現地工業化へとその目的を変えた<sup>4)</sup>(中村83:242-250)。

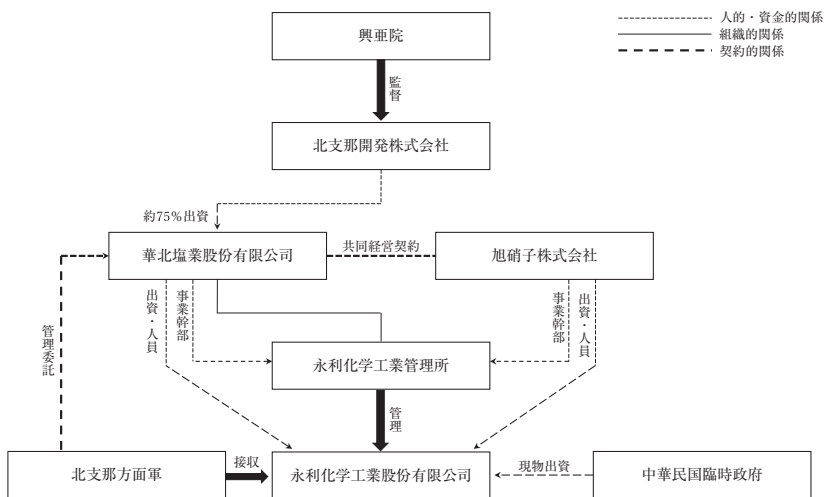
この過程で「机上計画」(中村83:67)が次々と策定されたが、それは、計画を策定しても、戦局の変化によって、次の瞬間には計画を変えざるを得なかったからである。また、策定される計画はどれも総花的で、どこに計画の力点があるのか分かりにくいという特徴をもっていた。この結果、当事者すら前の計画から何が変更されたのか把握できなくなっていた。

また、華北の経済開発計画の主導権をどの機関が掌握するかについては外務省、企画院、陸軍省といった省庁間で激しい対立があり、外務大臣がこの問題を原因として辞任するほどの事態を引き起こしながら興亜院が1938年12月16日設置され、これを管掌することとなった(馬場83:第九章, 古川92:82-84, 松浦95:143-154, 233-245, 本庄ほか02:はじめに, 加藤07)。

ところが現地では現地軍に加え南満洲鉄道株式会社(以下、満鉄)、その傘下の興中公司、さらには北支那開発株式会社(以下、北支那開発)といった国策会社もそれぞれ経済開発計画を立案しており、興亜院の設置をみても、十分な利害の調整は図られなかった。さらに、国内機関、現地機関・国策会社の新設や、それらの間のバランスが変わるたびに、計画そのものの変更が模索された。計画は、常に現在進行形で変更されていたのである。常に変わる計画のなかで、実際の工場運営はどのように行われただろうか。これが本稿の第1の課題となる。

2点目は、接收された工場の運営に携わった「協力工場」が、接收工場の運営にどのような目的をもって携わったのかという観点である。ソーダ類生産は極めて高度な技術を必要とし、永利化学の塘沽工場は旭硝子株式会社(以下、旭硝子)から派遣された技術者によって稼働されることになる(旭硝子株式会社臨時社史編纂室67:228, 以下同文献は社史と表記)。旭硝子が

4) この視点は(白木沢16:第I部第3章・第II部第2章)がさらに深化させた。



第1図 永利化学および諸機関関係図

永利化学の「協力工場」となったのである。

ところで、戦前期においては永利化学は、日本企業、ことに旭硝子のようなソーダ灰製造企業の強力なライバルであった。両社は日本市場、中国市場、「満洲国」市場で激しい角逐を繰り広げ、とくに中国市場では永利化学製品が優位を維持し、旭硝子は対中輸出額を伸ばせなかった。華北に工場が立地することは、中国市場における優位を確立するための必要条件となっていたのである。日本軍による接収は、旭硝子にとってライバル企業の消滅を意味した。それだけではなく旭硝子はそのライバルの残した設備の稼働に、「協力会社<sup>5)</sup>」として深く関与することとなったのである。

それでは旭硝子は、かつてのライバル企業の「経営」にいかに関与しようとしたらうか。「協力工場」の立場では、そもそも経済開発計画の全貌を知ることはできず、ましてや計画の変更を知ることはできない。計画決定過程も全くブラックボックスであった。しかし、その条件下でも、計画の内容

5) ここで括弧つきで表記するのは、旭硝子が実質的に協力会社として活動しながら、のちに触れるように、北支那方面軍の協力会社名簿に掲載されていなかったためである。

とその変更を窺知しながら、永利化学におけるソーダ類生産を、旭硝子自身のソーダ灰販売戦略のなかに位置付けるべく行動したと仮定すれば、そのような行動が計画の実施にどのような影響を与えたかは興味あるところだからである。

## 1. 日中戦争の勃発と永利化学の接収

### (1) 軍による永利化学接収

まずは、行論との関係上、軍による接収後の永利化学と諸機関を整理しておかなければならない。第1図は、1939年時点の永利化学と諸関係とを图示したものである。すでに述べた通り、日中戦争が勃発すると、支那駐屯軍は永利化学を接収し、軍管理工場とした上で、1937年12月9日に興中公司に事業継承を命じた。興中公司<sup>6)</sup>は1938年4月4日、旭硝子と「覚書」を交わして、工場運営の技術面<sup>7)</sup>を旭硝子に委任するいわば共同経営契約を締結し、同年7月工場は再稼働に至った（北支那開発株式会社41：383-384）。

この「覚書」については、以後たびたび議論の対象となるため、ここに内容を掲げておきたい。

第一次運営資金トシテ差当り金參拾万円ヲ甲〔興中公司〕乙〔旭硝子〕折半ニテ出資シ爾後ノ所要運営資金ハ其都度甲乙協議ノ上折半出資スルモノトス。／本事業運営ニ関シテハ甲乙ヨリ事業幹部各一名ヲ任命シ事業幹部協議ノ上実施ニ当ルモノトス。／乙カ技術ノ操作ヲナスニ当リテハ甲ノ名儀ニ於テ之ヲ為シ、製品ノ処理ハ甲之ニ当ルモノトス。／本事業運営ニ関スル権利義務ハ甲乙平等トス<sup>8)</sup>。

以後、華北経済開発計画に關与する諸機関はめまぐるしく変転した。まず、1937年8月31日北支那方面軍が編成されると、支那駐屯軍は支那駐屯混

6) 興中公司の設立とその事業については中村（83：58-68）、原（13：98-100）。

7) 興中公司が運営を継承するまでに5ヶ月の空白が生じたため「機械ノ腐蝕セルモノ不勘加之主要機械ノ解体部分品ノ散乱」し、旭硝子から技師辻茂ほか6名の派遣を受けた（興中公司『塩業関係引継調書』38年8月31日、東京大学社会科学研究所蔵、50頁）。

8) 「永利化学工業管理所説明」（1940年1月）、AGC-00208所収。なお、AGCからはじまる史料番号が附された史料は、すべて三菱史料館蔵である。

成旅団（のちに、第27師団に再編）となり、北支那方面軍（以下、方面軍と略称することがある）の戦闘序列に入った（防衛庁防衛研修所戦史室75：290）。

さらに、1938年4月30日に制定された北支那開発株式会社法にもとづき、同年11月北支那開発株式会社（以下、北支那開発）が設立されると（北支那開発株式会社41：3-5）、同社は1,000万円の投資を通じて興中公司の全株式を取得して同公司をその傘下におさめた<sup>9)</sup>。北支那開発の監督には、1938年12月16日に設立された興亜院があたることになった（鈴木76：54）（柴田08：204-207）。続いて、1939年8月20日、北支那開発株式会社<sup>10)</sup>（以下、北支那開発）の傘下に長蘆塩開発を主任務とする華北塩業股份有限公司（以下、華北塩業）が新設され、興中公司の塩業関係事業は華北塩業が承継し、同時に永利化学もまた同社永利化学工業管理所（庶務科・製造科の二科よりなる）の管轄に移された<sup>11)</sup>（北支那開発株式会社総務部文書課40：364-367）。

こうした変転を経て、永利化学と軍、関係機関の関係は、第1図に示すように、かくも複雑なものとなった。永利化学は、第一義的には方面軍の管理下にあった。方面軍は、事業を華北塩業に委託し、華北塩業は、北支那開発の傘下の企業でもあった。北支那開発は、さらに興亜院の監督下にあった。永利化学は、軍に加え興亜院、北支那開発、華北塩業に直接・間接の介入を受けることとなったのである。

「協力会社」旭硝子も、極めて複雑な立場におかれた。軍からの委託を受けて永利化学の事業を継承した華北塩業は、旭硝子との間に「権利義務ハ（中略）平等」の共同経営契約を締結していた。この場合、旭硝子は—インフォーマルな介入を受けることはあっても—公式には興亜院、北支那開発、華北塩業の監督や命令を受ける立場にはない。ところが、組織図上、永利

9) 北支那開発株式会社「北支那開発株式会社関係会社調」（39年9月末現在）、JACAR/A15060151000、5頁、興亜院経済部第二課「北支那開発株式会社ノ関係会社ニ対スル投資及融資状況一覧」（39年9月30日現在）、JACAR/A15969151100、2-3頁。

10) 北支那開発株式会社の設立過程は、依田（75：54-75）、鈴木（76：48-56）、中村（83：162-173）、小林（06：184-186）柴田（08：204-206）を参照のこと。

11) 華北地域における軍管理工場の実態および興中公司与華北塩業の関係については鈴木（75）（76）、中村（83：121-122、243-244）、柴田（08：217-218）、山崎（12：165）を参照のこと。

化学の運営を行う永利化学工業管理所は、華北塩業董事長（以下、社長と表記）直属の一部署となっていた（北支那開発株式会社総務部文書課40：367）。華北塩業・旭硝子から1名ずつ派遣される「事業幹部」は、永利化学工業管理所の「副所長」のポストを与えられていた。

つまり、華北塩業と旭硝子は「権利義務ハ（中略）平等」とされながら、度重なる組織改編の結果、組織図上、旭硝子から派遣される「事業幹部」は、興亜院・北支那開発、なにより対等の位置にあるはずの華北塩業の董事長の下におかれた。のちに述べるように、旭硝子にとって、このことが永利化学の運営に参加する上で、大きな桎梏となる。

## （2）1940年時点における華北地域ソーダ類需要

続いて、議論の前提となる華北地域におけるソーダ類の需要規模、用途についてまとめておこう。1940年華北におけるソーダ灰需要は約30,000トン、苛性ソーダ需要は6,000トンであった。そのうち、永利化学によって充足されるのはソーダ灰25,000トン、苛性ソーダ3,000トンで、残余は輸入に依存していた。ソーダ灰輸入において最も大きなウェイトを占めたのがイギリスであり、関東州、日本が続いている。苛性ソーダは、日本からの輸入が最も大きく、次いでイギリスとなっている。注目すべきなのは、1940年に至ってもいわゆる「日満支ブロック」ではソーダ類の「自給」ができていなかった点である。

中国全体では、どの程度の需要があったらうか。大蔵省専売局技師と興亜院華北連絡部技師（興亜院囑託）を兼ねていた野口武によれば、日中戦争勃発前のソーダ類需要は、ソーダ灰86,000トン、苛性ソーダ25,500トンであった。中国では、苛性ソーダはソーダ灰の苛性化によって製造しており、苛性ソーダ25,500トンを得るためには、ソーダ灰35,190トンが必要とされた。中国国内のソーダ類需要を充足するためにはソーダ灰121,190トンが必要であり、このうち40%は輸入に依存していた<sup>12)</sup>。

12) 専売局第二技術課「永利化学工業公司ノ現況並ビニ技術経営及組織改造ニ関スル私案」（昭和十五年九月調査）、京都大学人文科学研究所蔵、29頁。

それでは、華北地域を占領した軍、興亜院はソーダ類に関してどのような計画を立てていたのだろうか。華北地域をめぐる経済開発計画は数多く策定されている(中村83:第2章-第3章)(原13:96-97)が、ここでは日中戦争勃発直後、1937年9月30日、方面軍特務部で起案され北支那開発設立の基礎となった「北支開発国策会社要綱案」と、1939年4月28日に興亜院が策定し、華北塩業設立の基礎となった「北支那塩業開発要綱案」、1941年12月17日興亜院華北連絡部策定の「北支産業開発五ヶ年計画基本要綱」を確認する。

まず、「北支開発国策会社要綱案」では、「永利化学公司久大製[精]塩公司ヲ買収シ之ヲ拡張シテ日産四〇〇噸ノ曹達灰及日産五〇噸ノ苛性曹達ヲ製造ス」とされていた<sup>13)</sup>。さらに「北支那塩業開発要綱」では「差当り昭和十六年度末ニ於テ曹達灰年産十四万四千噸、苛性曹達二万二千屯ノ施設ヲ完了スルモノトス」とされている<sup>14)</sup>。また、「北支産業開発五ヶ年計画基本要綱」は、1946年度にソーダ灰156,950トン、苛性ソーダ49,275トンの製造を目指すこととされていた<sup>15)</sup>。日産400トンは年産に換算すると、140,000トンとなり、「北支開発国策会社要綱案」と「北支那塩業開発要綱案」はソーダ灰生産について一致していた。戦前永利化学の日産は公称160トン<sup>16)</sup>(年産56,000トン)であったから、華北におけるソーダ灰の設備拡張を基調としていたことは明らかである。

興亜院が策定したソーダ類製造計画が「北支那塩業開発要綱」にあることは、一見奇異にも思われるが、それは、ソーダ類の原料の一つが塩であったことによる。ソーダ灰1に対してどの程度の塩が必要となるかは製造法、工場の状態、使用する塩の種類にかなりの程度左右されるが、1940年段階の日

13) 甲集団特務部「北支那開発国策会社要綱案(未定稿ナルモ為参考)」(37年9月30日)、陸軍省『支受大日記』昭和十二年、JACAR/C04120068100。

14) 興亜院「北支那塩業開発要綱、北支那長蘆塩業開発要綱、華北塩業株式会社(仮称)設立要綱」(39年4月28日)、陸軍省『大日記』甲輯第六類昭和十四年、JACAR/C01001777600。

15) 興亜院華北連絡部「北支産業開発五ヶ年計画基本要綱」(41年12月27日)『外国経済事情調査一件』第二卷、JACAR/B08060356200。

16) 前掲『塩業関係引継書』、40頁。

本の場合は、ソーダ灰1に対し塩1.5-1.9必要であった。同時期の永利化学は塩2.12-2.513必要であったという<sup>17)</sup>。

いずれにせよ、ソーダ類を増産すれば、その分塩を消費することになる。問題は、この時期の「日満支ブロック」のなかで華北に求められていた役割は、塩供給地としての役割が、ソーダ類製造拠点としての役割のほうがはるかに大きかったことである。1935年から1936年の第二次エチオピア戦争、1939年の第二次世界大戦の勃発によって日本の遠海塩<sup>18)</sup>輸入が、極めて不安定なものとなる一方で(兒玉14:12)、日本は、植民地・占領地に塩の安定供給を求めざるをえなかった(兒玉17:20)。その点、華北地域は広大な塩田—いわゆる長蘆塩田—を擁していたために塩供給地としての役割が期待されたのである。

日中戦争の勃発によって華北地域の沿岸部に日本の占領地が拡大し、長蘆塩田は日本の支配下におかれた<sup>19)</sup>。日本は、以降、長蘆塩田の開発によって日本国内の塩需要の充足を図ることとなる(中村83:121-122, 188)。

先に挙げた「北支開発国策会社要綱案」、「北支那塩業開発要綱」「北支産業開発五ヶ年計画基本要綱」によって長蘆塩の増産計画を確かめておこう。

「北支開発国策会社要綱」においては「長蘆塩並山東塩ノ対日輸出ヲ取扱外差当り長蘆塩田八、五〇〇町歩ヲ開拓シ其製塩ヲ合七年額一〇〇万噸ヲ日本ニ輸出ス」と定められ、「北支那塩業開発要綱」では、「昭和十六年度対日(朝鮮ヲ含ム)輸出各種塩百〇五万屯(長蘆塩六十万屯, 山東塩四十五万屯)並ニ現地消費ノ充足ニ支障無カラシムル如ク施設ス」とされた。さらに「北支産業開発五ヶ年計画基本要綱」では1946年に長蘆塩169万トンの製塩を行

17) 前掲「永利化学工業公司ノ現況並ビニ技術経営及組織改造ニ関スル私案」(以下、「私案」), 19-20頁。旭硝子に限定すれば、たとえば34年度(33年11月~34年10月)、旭硝子牧山工場における塩使用量は1.012-1.182であった(『曹達灰製造ニ関スル進達書』昭和九年度, AGC-00152)。

18) 遠海塩は、中東、アフリカ東海岸、ヨーロッパ諸国等から輸入する塩を指す。

19) 「長蘆塩務管理局為本局及所属塩務機関日本駐屯軍接收管理事通知塘沽、漢塘灘業公会」(37年8月6日)、天津市档案館編《長蘆塩務档案史料選編(1928-1948)》, 2018年, 245頁。

うことが計画された。なお、同基本要綱の基礎となったと考えられる1940年興亜院華北連絡部「長蘆塩増産五ヶ年計画要綱(案)」では1940年に製塩高54万トン、1944年時点で製塩高167万2千トンが計画され、1940年に62万5千トン(貯塩からの輸出含む)、1944年には110万トン<sup>20)</sup>を日本に輸出することになっていた<sup>21)</sup>。1938年の長蘆塩対日輸出が37万トン弱であったことを考えると<sup>22)</sup>、これはあまりに無理のある計画であったと言わざるを得ない。実際に、長蘆塩生産量は1938年211,696トン、1939年593,340トン、1940年489,540トンと推移し、ピーク時の1943年でも117万トン余りにとどまった(河北省地方志編纂委員会96:59)。実態は計画に遠く及ばなかったのである。

そうである以上、塩の対日輸出量も、華北におけるソーダ類製造も増大を図るとするのは両立し得ない。華北でソーダ類を製造すればするほど、塩の対日輸出量は減少するからである。「北支開発五ヶ年計画基本要綱」にあるソーダ灰156,950トン、苛性ソーダ49,275トンを製造するためには、ソーダ灰224,890トンが必要であり、これだけのソーダ灰を生産するには、ソーダ灰1に対し、必要とする塩を2と見積もっても449,780トンの塩が必要であることになる。これだけの塩を現地で消費し、かつ塩の対日輸出量を計画通りに確保することは不可能であった。

すでに(1)(2)で述べたように、華北塩業が永利化学の管理をすることは、同社に大きなジレンマ設立目的である長蘆塩の対日輸出増大と、現地で塩を消費するソーダ工場の管理—を突き付けることとなった。このジレンマのなかで、華北塩業の設立目的は、長蘆塩田の復活・増設優先にシフトしていく。

この点を華北で産業開発に影響をもった北支那方面軍特務部の議論を見

20) 日中戦争が始まる以前に算定された37年ソーダ類製造用遠海塩需要予測が722,100トンであることを考えると、110万トンという量は、この時点での遠海塩需要を代替して余りある量であったことになる(旭硝子株式会社「昭和12年度近海塩及遠洋塩輸入割合」『本邦曹達事業調査』37年8月、AGC-00154)。

21) 「長蘆塩増産五ヶ年計画要綱(案)」『大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雑件』第二巻、JACAR/B08060388800。

22) 大蔵省専売局『専売局年報』昭和十三年度、106-107頁。

ることによって確認しておく。方面軍特務部<sup>23)</sup>は、1938年9月、「北支那塩及曹達業開発計画」を策定した。この内容が、先に見た興亜院策定の「北支那塩業開発要綱」にすべて採用されたわけがない。ただし、同要綱に重要な影響を与えた点がある。それは、「北支那開発国策会社要綱案」とは異なり、同要綱が永利化学の大規模な拡張に言及しなくなった点である。

「北支那塩及曹達開発計画」策定は、満鉄経済調査会の助力を得た上で1938年1月に着手されている。同年4月に第一次案、同年8月に第二次案が策定された。決定案となった第三次案は9月に完成した。第一次案から第二次案の策定の間に、まず、ソーダ類の「対日輸出は之を削除し、国内消費を目的とする」方針が打ち出され<sup>24)</sup>、さらに「曹達工場の拡張に関し永利工場を日産四〇〇吨に改造せむとする中央案は現情よりみて実現困難なるに付、永利は事変前の日産一六〇吨復旧に止め別個に四〇〇吨工場を新設する」という変更が行われた<sup>25)</sup>。これは事実上、華北に日産400トン規模の工場をすることを先送りするものであった。

この変更には、満鉄の三品頼忠らが二度にわたって作成した永利化学に対する施策案が大きな影響を与えていた。まず三品は、堀保次郎と連名で「北支那曹達工業対策案」(1937年10月)を作成し、そのなかで、華北におけるソーダ製造が長蘆塩を消費すること、そして「長蘆塩による日本需要塩の緩和」の重要性が増す今後、「現地に於ける原料塩の急激なる大量的消費は必然的に制限すべき」と述べた(南満洲鉄道株式会社調査部40:124)。

さらに「植民地(北支)曹達工業の発展が母国斯業に及ぼす影響」(1938年3月)においても、「北支産塩の対日輸出計画に齟齬を来さざる程度」に生産規模を限定しなければならないと繰り返した上で、日本のソーダ製造企業と華北におけるソーダ類生産の「相剋関係」に言及し、「日満曹達工業と

23) 北支那方面軍特務部は、38年4月4日設置された(「支那駐屯軍編成改正ニ関スル件中改定方施行ノ件」陸軍省『陸支機密大日記』第三冊2/2, JACAR/C01005720600)。

24) 「〔北支那経済開発総合計画委員会議事録〕第一回議事録」38年4月21日(南満洲鉄道株式会社調査部40:127)。

25) 南満洲鉄道株式会社調査部(40:1-2)。

の摩擦」を避けることも必要だと主張した（南満洲鉄道株式会社調査部40：139）。ここから、現地軍たる方面軍の長蘆塩の対日供給優先の姿勢が明らかとなろう。1938年1月、陸軍次官梅津美治郎もまた方面軍に対し、長蘆塩の対日輸出を「輸送力ノ許ス限り品質如何ヲ問フコトナクナルヘク多量ナルコトヲ希望」する通牒を発していた<sup>26)</sup>。

そして、これは興亜院決定案にも引き継がれた。すなわち、「塩利用工業ニ対スル根本対策ハ（中略）差当り現地需要ニ応スル如ク現在施設ヲ増強スル程度ニ停ムルモノ」に局限することとされ永利化学の拡張に対する言及を避けたのである<sup>27)</sup>。既存の工場を大規模に増強することはせず、新設は将来に先送りし、あくまでソーダ類製造は塩業の付帯事業に位置付けたのである。こうして、華北塩業設立の過程で、塩の対日輸出货量増産と、ソーダの現地生産の間の計画上のジレンマを解消しようとしたといえよう。

しかし、計画上のジレンマの解消は、現実に華北において塩業・ソーダ製造業に従事する主体の間のある実際局面のジレンマを解消するものでないことは明らかである。それは、すでにそれぞれの主体が、それぞれの意図をもって活動を開始しているからである。それでは、たとえばソーダ製造業に従事していた旭硝子は、どのような意図をもって華北のソーダ製造業に従事していただろうか。

### (3) 日中戦争以後旭硝子株式会社のソーダ類製造

日中戦争勃発時の旭硝子本社のソーダ類製造の実態を見ると、ソーダ灰製造は133,590トン、そのうち61,070トンは苛性ソーダ・副産物製造用ソーダ灰であり、焼成して重灰・軽灰として市場に出るのは72,570トンであった<sup>28)</sup>。なお、ソーダ灰煨焼能力は年産165,000トンであり<sup>29)</sup>、この時点では工場の稼

26) 「北支塩対日輸出割当量ノ件」(38年1月24日)陸軍省「支受大日記」昭和十三年(JACAR/C04120213900)。

27) 前掲「北支那塩業開発要綱、北支那長蘆塩業開発要綱、華北塩業株式会社(仮称)設立要綱」

28) 旭硝子株式会社曹達工場『作業報告半期決算綴』, 37年上期, AGC-00153。

29) 旭硝子株式会社「昭和11年度日本各曹達会社曹達灰、苛性曹達公称能力及生産実績」,

働率は約88%であった。

日中戦争の影響は1937年下期には早くもあらわれた。まずは「輸入制限ニヨリ原料高ヲ余儀ナクセラレタ<sup>30)</sup>」。1938年下期には「原料塩ノ割当制限ヨリ八月度第三旬ヨリ製産目標ヲ日産七〇〇吨ニ九月度ヨリ六五〇吨ニ作業ヲ操短セリ<sup>31)</sup>」という。日本国内の塩不足が顕在化したのである。塩不足の影響は以降も続く。1939年上期『営業報告書』には「原料塩ノ不足<sup>32)</sup>」、1940年上期『営業報告書』には「欧洲戦局ノ進展ニ伴フ原料塩ノ入手難ハ期初ニ於テソーダ灰、苛性ソーダノ需給ヲ不均衡ナラシメタル<sup>33)</sup>」、1940年下期『営業報告書』には「原料塩ノ獲得不如意<sup>34)</sup>」と記されるなど、原料塩不足はますます深刻化した。一説には日本国内でアンモニア・ソーダ法によって操業していた各社の操短率は50%に上ったという<sup>35)</sup>。一方、戦時経済の展開の影響を受けて、国内ソーダ類需要は伸長し、結果として旭硝子は海外、ことに中国の占領地へ製品を輸出する余力を失った<sup>36)</sup>。このままでは、今後の拡大が期待される中国占領地におけるソーダ類需要を逃すことになる。

旭硝子は、ここで一つの決断を下す。それは永利化学の経営に関与して、占領地におけるソーダ類の現地生産を行うことであった。この決断の背景には、旭硝子以外の会社が永利化学の経営権を掌握した場合、たとえ旭硝子が今後国内で増産し得ても、中国占領地への製品輸出は難しいという判断があったことは間違いない。それを示す出来事が、日中戦争勃発直前の1937年6月18日にあった。永利化学と密接な関係にあった（この関係については、王（05）を参照のこと）、金城銀行総経理の周作民のもとを三菱商事参与・秋山昱禧が訪れ、「永利化学の成功を激賞し、三菱も出資して合併で事業を

---

AGC-00154所収。

30) 旭硝子株式会社『第五拾四期営業報告書』、4頁。

31) 前掲『作業報告半期決算綴』、38年下期。

32) 旭硝子株式会社『第五拾七期営業報告書』、3頁。

33) 旭硝子株式会社『第五拾九期営業報告書』、3頁。

34) 旭硝子株式会社『第六拾期営業報告書』、3頁。

35) 前掲「私案」、35頁。

36) 前掲旭硝子株式会社『営業報告書』各期。

行いたい」という意思を示したというのである<sup>37)</sup>。日中戦争以前から、永利化学へ資本参加することを考えていたのである。

## 2. 軍管理工場永利化学工業股份有限公司をめぐる

### (1) 旭硝子の経営参画

旭硝子の史料からも、旭硝子が永利化学の経営に関与した経緯が北支那開發株式会社(41)と同様であることが確かめられる<sup>38)</sup>。しかし、1940年に入ると旭硝子が北支那開發株式会社(41)が言及しない大きな不満を旭硝子は抱えるようになっていた。旭硝子の必死の復旧作業によって「敵ハ一切ノ凶面ト機械ノ要部ヲ持チ去リ居ニ不拘僅々三ヶ月足ラズニシテ(中略)[1938年]七月一日ヲ期シ作業ヲ開始」したのにもかかわらず「興中側事務員間ニ於テ種々ノ憶測デマガ行ハレ恰モ旭硝子ガ永利化学ヲ乗取ルガ如ク宣伝セラレ種々ノ圧迫ヲ受ケタ」のである。旭硝子側は、それにもかかわらず「隱忍自重シ先進国家的大使命達成ノタメニ献身的努力ヲ続ケ」ざるを得なかったと主張する<sup>39)</sup>。

それでも興中公司在永利化学の委託を受けている間は、旭硝子と興中公司の関係が「両者ノ権利義務モ平等ナル旨」が前掲の覚書にあることから、パートナーに近いものであることを強く主張し得た。事態が大きく変わったのは第1節に触れた通り、1938年4月30日に制定された北支那開發株式会社法にもとづき、同年11月北支那開發株式会社が設立されて以後のことである。

永利化学が華北塩業の管理下となってから(すなわち1939年8月以降)は、華北塩業の一部署である永利化学工業管理所が永利化学の管理を行うことになり、「華北塩業ノ一部当局者ハ永利ヲ社内ノ一工場トシテ取扱ヒ其ノ本社ハ永利ニ対シ独断的ニ指揮命令ヲナ」した。このことは旭硝子の不満の原因

37) 周作民致范旭東函(37年6月18日), 中国人民銀行上海市分行金融研究室編(83:433)。周作民は、この申し出を拒否した。なお、旭硝子は資本系列としては「三菱財閥」に属し、中国市場で旭硝子製品の販売を担っていたのは三菱商事であった。

38) 山領季雄「回答文」(40年7月15日), 『永利曹達(永利化学工業股份有限公司)』, AGC-00208所収, 1枚目。

39) 前掲山領「回答文」, 2枚目。

であった<sup>40)</sup>。

その怒りは、方面軍（司令官・多田駿，通称多田部隊）にかわって第27師団（師団長・本間雅晴，通称本間部隊）が行った会計経理検査を受けて爆発した。会計経理検査を行った第27師団経理部長の秋田銀一<sup>41)</sup>（主計中佐）は、所見で「受託会社興中公司－華北塩業－旭硝子会社間ニ於テ稍明朗ナラサル関係アルヤニ見受ケラルルヲ以テ此ノ三者ノ関係ヲ明確ナラシムルヲ要ス<sup>42)</sup>」と述べた。

永利化学において旭硝子が旭硝子派遣職員に関する調度品の調弁，宿舍の設備，職員の給与・賞与等を「独自ノ立場ニ於テ実施」し，給与に関しては，他の職員に比して高い水準に設定されていること，それが「受託会社タル華北塩業ノ統制之ニ及」ばない「会計機関」によって行われ，旭硝子はこの費用を，華北塩業「付諸掛費用」として「旭硝子ヨリ当工場経営ニ関スル出資額トシテ整理シアル」ことを秋田は問題視したのである<sup>43)</sup>。

この指摘に対して，旭硝子から派遣され，永利化学工業管理所副所長であった山領季雄<sup>44)</sup>は，まず口頭で秋田に対して反論を行い，検査所見に反駁する「回答文」も作成した。その内容をみていこう。

まず，旭硝子は，そもそも華北塩業は，そもそも，興中公司の塩業事業を継承した以上，旭硝子と興中公司との間に交わされた覚書の内容は，「華北塩業ノ成立ト同時ニ之ヲ継承セラレタル」状態にあり，「永利ノ運営ハ両社ノ任命シタル事業幹部之ニ当ル旨及其ノ資金ハ両社折半ニテ出資スル旨」という規定から，華北塩業は旭硝子に対して指揮命令する立場になく，両社は対等の関係にあると主張した。「永利化学ノ運營業務ハ全ク独立シタル一ノ有機体ニシテ有機体ニ相応シキソレ自身独立シタル組織ヲ有」すべきはずな

40) 前掲山領「回答文」。

41) 秋田の名は，27D「第二十七師団将校職員表」（40年9月1日，JACAR/Ref.C11111047100）による。

42) 本間部隊経理部長「軍管理工場永利化学工業管理所会計経理検査所見」（40年7月），AGC-00208所収，1-2枚目。

43) 前掲「軍管理工場永利化学工業管理会計経理検査所見」2-3，5-6枚目。

44) 山領は旭硝子のソルベ－式導入を携わった技術者であった（社史：148）。

のである<sup>45)</sup>。そして、興中公司や華北塩業から派遣される社員に、その「独立シタル組織」を担う能力はないと述べる<sup>46)</sup>。

一方、旭硝子は「曹達事業ノ經理ニ関シテモ幾多ノ練達セル社員ヲ有シ且ツ其ノ硝子工場ノツハ夙ニ軍需品工場トシテ軍当局ノ御精神ニ合致スル經理ヲ行ヒツ、アリ<sup>47)</sup>」、ソーダ工場の経営を担うに十分な人材と能力がありながら、第1回資本金払込に際して15万円を請求されたのみで、以降は出資金の請求が行われず、永利化学の運営方針はおろか、永利化学の財務状況すら旭硝子には知らされなかった<sup>48)</sup>。さらに、販売についても興中公司に管理が委託されていた時期には「相当連絡密ニシテ市況モ之ヲ知り得タル」に、「塩業会社ニ移リテヨリ（中略）市場ノ要求スル品質、形状、包装其他全ク不明」となった<sup>49)</sup>。

旭硝子としては、「資金ハ両社折半ニテ出資」という条件はなし崩し的に無効化され、華北塩業と旭硝子の関係が対等な関係から従属的な関係に変化しつつあると感じた。そこで、旭硝子は「両社ノ出資ガ平等トナル様調整スル要」があって、旭硝子派遣職員に関する調度品の調弁、宿舍の設備、職員の給与等の「付替」を行っていると主張した<sup>50)</sup>。なお、旭硝子派遣職員の給与については「総テ多年勤続セル曹達工業ニ経験有ル所謂熟練者ニシテ華北塩業社員ノ如ク新規ニ採用セラレタル者」ではないのだから、「其ノ間ニ或程度ノ差アルハ当然ト云フベキモノ」という認識であった<sup>51)</sup>。

山領は、1940年8月8日、秋田銀一に直接この「回答文」を提出している<sup>52)</sup>。秋田は、「回答文」を一読したのち、私見であるが、と前置きした上で、「私ハ又永利ノ軍管理ナル以上ソレ自身独立シタモノデアルベキモノト認ムルコトハ貴方ト同意見デアル從ツテ華北塩業トシテハ何処迄モ善良ナル

45) 前掲「回答文」、4-5枚目。

46) 同上、4-5枚目。

47) 同上、7枚目。

48) 同上、6枚目。

49) 長谷川銀三・安田宣義「石灰石其他ニ関スル件」(40年8月26日)、AGC-00208所収、8枚目。

50) 前掲「回答文」、5-6枚目。

51) 同上、6枚目。

52) 山領季雄「永利經理検査講評ニ対スル回答文提出ノ件」(40年8月9日)、AGC-00208所収。

管理者トシテ行動スベキ」であり、もしそれを逸脱するような行動をとるならば、軍としては「管理委託ヲ取消スベキ」であると述べたが、これは旭硝子を擁護しての発言ではなかった。

秋田は、委託の取消によって興中公司（華北塩業）と旭硝子との間の契約もまた無効になり、「旭硝子モ永利ヨリ退却セサルベカラサル」事態となるだろうと述べた<sup>53)</sup>。旭硝子と華北塩業の対立を牽制しようとしたのである。しかし、山領は、華北塩業に対する不満を重ね、華北塩業の契約違反（両社の対等な地位、折半出資等に対する）は「興中—〔華北〕塩業側社員ノ中ニ悪イ者アリコレガ策動シタ結果」だと華北塩業の「善良ナル管理者」ならざる点の追及を止めなかった<sup>54)</sup>。

## （2）多田部隊参謀部第四課への意見書提出

山領は多田部隊で政務・経済・交通を担当する参謀部第四課<sup>55)</sup>に対しても会計経理検査に対する反論を行った。その際、第四課から永利化学の今後に対する旭硝子側の意見の提出を求められた<sup>56)</sup>。この意見書は、華北塩業と旭硝子との関係にとどまらない内容となっている。

まず、接収前の永利化学がソーダ灰日産160トン、苛性ソーダ日産15トンであったのに対し、現在はソーダ灰日産100-120トンにとどまっていること、接収前の水準に回復するには「僅少ノ改良費ヲ投資セハ充分」なのにもかかわらず、華北塩業は「投資ヲナサス唯現状維持ノ方針」を採っていることを指摘する。

1940年における中国ソーダ類需要はソーダ灰換算で15万トン<sup>57)</sup>、うち

53) 前掲「永利経理検査講評ニ対スル回答文提出ノ件」、2-3枚目。

54) 前掲「永利経理検査講評ニ対スル回答文提出ノ件」、3-4枚目。

55) 「参謀部第四課業務分担表」（39年8月1日）、陸軍省『陸支密第日記』昭和十四年度、JACAR/C04121314700。

56) 山領季雄「軍管理永利化学工業ノ将来ニ対スル意見書ノ件」（40年7月）、山領季雄「多田部隊提出意見書ノ件」（40年7月24日）、ともにAGC-00208所収。

57) これに対し、40年度の永利化学のソーダ灰生産実績は、上期（40年4月-9月）17,919トン、下期（40年10月-41年3月）19,477トンであった（華北塩業股份有限公司業務部『業務概況』各期、AGC-00208所収）。

70,000トンを中心としてイギリスからの輸入に依存しており、今後中国におけるソーダ類需要はますます拡大することが予想されることを考えれば、「供給ノ方面ニ於テ之ニ備フベキ対策ヲ今ニシテ考慮セザレバ結局今後モ外国品ヲ輸入セザルヘカラス」、中国における需要を充足するために、日産200トンの水準にまで増産が必要であると主張する。

「日満支ブロック」の観点からみても、日満両国のソーダ類需要の増加率は年2割に達している上に、「工場拡張資材ノ不足、原塩、石炭等ノ供給円滑ヲ欠クヲ以テ」中国市場にソーダ類を供給する余力がない。このため、永利化学が「如何ニ増産スルモ決シテ供給過多トナルガ如キコトナキモノト確信ス」と述べた後に、次のように続ける。

将来欧洲ノ戦火納マリ欧米品ガ自由ニ東洋市場ニ出現スルコト、ナランカ之ニ對抗シ得ルモノハ蓋シ北支ニ於テ製造サルベキ曹達以外ニナシ。即チ日本内地ニ於ケル曹達工業ハ主要原料タル原塩ヲ専ラ近海遠海等ノ外国塩ニ依存スル外ナク従ツテ其ノ製造原価ヲ著シク高カラシメ到底工場地下ニ豊富ナル岩塩坑ヲ有スル欧米品ト競争シ得ルモノニ非ス（中略）北支ニ於テハ世界有数ノ長芦ノ大塩田ヲ控ヘ天日製塩ノ最適地トシテ塩ノ製造原価モ至ツテ安価ナルノミナラス石炭、石灰石等ニモ恵マレ曹達工業ニトリテハ最上ノ地ト称スヘキモノナリ

山領は、「欧米曹達工業ニ對抗シ得ルモノハ唯北支ノ曹達工業アルノミ（中略）印度、南洋諸島等東洋各地ニ進出スルノミナラス積極的ニ欧米ニマデ其ノ市場ヲ脅カシ得ルハコレ亦北支ニ於ケル曹達工業ノ外ナシ」とも述べており、二期に分けて工場を拡張すること（第1次拡張でソーダ灰日産160トン、苛性ソーダ日産15トン、第2次拡張でソーダ灰日産400トン、苛性ソーダ日産100トン）により「アンモニア曹達法ノ経済単位」を確保するとともに、永利化学を、戦後、中国市場をはじめとするアジア市場支配のための拠点としようと考えていた<sup>58)</sup>。

58) 以上の記述は山領季雄「永利化学工業ノ将来ニ対スル意見書」(40年7月)、AGC-00208所収、2-10枚目。なお、第1次拡張に90万円、第2次拡張に1,700万円を要する見込みであった。

しかし、華北塩業は、旭硝子のこうした要求には冷淡であったという。華北塩業の姿勢の背景には、すでに触れた政策のシフト—塩の対日輸出を優先し、ソーダ製造業を塩業の付帯事業とする—があった。この方針は旭硝子が上記の目的をもって永利化学の運営にタッチする以上相容れないものであり、塩の対日輸出の増大と、現地におけるソーダ類製造の拡大の両立という計画段階では解消したはずのジレンマが、実際にさまざまな思惑をもつ主体がかかわる実際局面では華北塩業と旭硝子の対立という形で顕在化したとみることができる<sup>59)</sup>。

旭硝子の側から、このジレンマを回避する方法は一つしかない。それは「曹達事業独立」であった。すなわち「此ノ際曹達工業ハ製塩事業ト分離独立シソレ自身独自ノ立場ニ立チテ時代ノ変遷ニ順応スルト共ニ右ノ増産計画ヲ速進スヘク之ガ運営方法ヲ組織化セサルベカラズ」というのである。この意見書は、1940年9月1日、多田部隊参謀部第四課に提出された<sup>60)</sup>。受領したのは第四課附主計少佐加藤晋であり、加藤はこの時点では、「至急関係者ト相談シ実行スル様取計フベシ」と発言した<sup>61)</sup>。

### 3. 複線化する命令系統

#### (1) 北支那開発株式会社の動向

前節(2)で確認した通り、旭硝子は、華北におけるソーダ類製造拠点確立のためには、工場増設が必要不可欠であると考えていた。そして、華北塩業が工場増設に積極的でない以上、永利化学を華北塩業から独立させようと考えようになったのである。旭硝子がこれを実現するため働きかけを行ったのは軍だけではない。華北塩業を傘下に抱える北支那開発に対しても山領

59) 華北塩業は、永利化学収支を塩業収支とは峻別せず(華北塩業股份有限公司『営業報告書』各期)「独自ノ使用」すなわち塩の収買や荒田の復興等に流用していた。ソーダ類販売益を失うことは、華北塩業の経営に大きな影響を与えることも華北塩業の強い反対の理由である(山領季雄「近況報告ノ件」42年1月15日、AGC-00208所収)。

60) 前掲「永利化学工業ノ将来ニ対スル意見書」, 11枚目。なお、同趣旨の要望は、たびたび旭硝子本社からも興亜院に対して提出していた(前掲「多田部隊提出意見書ノ件」)。

61) 山領季雄「北京、天津訪問其他報告ノ件」(40年9月6日)、AGC-00208所収。

は積極的に運動を行った。そして、北支那開発も旭硝子からの提案に積極的であった。1940年8月18日北支那開発理事の鼈宮谷清松<sup>62)</sup>に面会したところ、8月末興亜院本院の関係者が来ることとなっており、「永利ニ関シテモ将来ニ対スル増産案及内地曹達工場ト永利ノ原価比較表」等を送るよう鼈宮谷から山領に要求があった<sup>63)</sup>。

おりしも興中公司の解散が決定したこともあって、北支那開発は興中公司傘下の企業の形態をいかにするか考案中であり、一案として北支那開発とその協力会社による組合組織に再編する案が挙がっていた<sup>64)</sup>。鼈宮谷は

永利モスク旭硝子トノ組合ヲ作りソレニヤラセ様ト思ツタガ軍ガ塩ノ会社ニ運営ヲ委託シアリ (中略) 組合ヲ作ル訳ニハ行カナカツタ。然シ自分トシテハ適当ナ時期ニ永利ヲ独立セシムベク組合案ニ準スル様ナ案ヲ提出スル積リダ<sup>65)</sup>。

と述べたという。同日面会した同社北京支社の門田省三もまた永利化学を独立させた場合の資本金と、ソーダ灰日産160トンまで増産した場合の利益率等の目論見を提出するよう山領に求めた。北支那開発が、興中公司の解消を契機として永利化学を華北塩業から独立させようとしていたことは明らかである。山領は、1940年8月26日には鼈宮谷に対してまず工場の増設計画のみを送付した<sup>66)</sup>が、門田は山領が9月1日に北支那開発北京支社を再訪した際に、さらに「〔独立〕会社設立ノ場合ノ資本金、利益率、配当率ヲ如何スヘキヤ良キ案アリシヤト督促」するほど永利化学の独立に積極的であった<sup>67)</sup>。山領は旭硝子本社に作成を依頼し、9月16日にはそれを門田に送付した<sup>68)</sup> (第1表)。

62) 鼈宮谷清松は1896年生まれ、東京帝国大学法科大学政治学科卒業後、三菱商事株式会社社務課長を経て、37年参謀本部第2部嘱託、同年北支那開発株式会社理事 (業務部長兼物資調整部長) (『本邦会社関係雑件 北支開発及中支振興株式会社役員履歴関係』, JACAR/B08061198100)。

63) 山領季雄「北支開発鼈宮谷理事訪問ニ関スル件」(40年9月2日), AGC-00208所収。

64) 実際に、石炭・鉱山について組合組織の炭礦礦業所の設置が進んだ (柴田08:216)。

65) 前掲「北支開発鼈宮谷理事訪問ニ関スル件」。

66) 山領季雄「説明書」(40年8月26日), AGC-00208所収。

67) 前掲「北京、天津訪問其他報告ノ件」。

68) 翁長良保 (旭硝子株式会社常務取締役)「永利ヲ独立セシメタル場合ノ事業目論見書及其説明書送付ノ件」(40年9月16日), AGC-00208所収。

第1表 永利化学独立後の事業目論見書および収支予算書  
(単位：円)

(A) 事業目論見書	
資本金	5,000,000
事業設備費	3,514,000
塘沽工場買収資金	1,974,000
工場改造所要資金	1,340,000
天津事務所開設資金	150,000
創立費	50,000
流動資金	1,486,000
(B) 収支予算書 (初年度)	
総収入	8,500,000
ソーダ灰売上代金	6,885,000
苛性ソーダ売上代金	1,695,000
雑収入・預金利息等	20,000
総支出	7,050,000
ソーダ灰製造経費	4,990,000
苛性ソーダ製造経費	1,350,000
本社営業販売費	320,000
固定資産償却費	390,000
差引利益金	1,450,000
法定積立金	145,000
所得税引当金	73,000
別途積立金	50,000
創立費銷却	50,000
株主配当金	500,000
役員賞与金	120,000
職員職工退職手当準備金	150,000
後期繰越金	112,000

(出典) 旭硝子株式会社「事業目論見書」「初年度収支予算書(一箇年)」(1940年9月16日, AGC-00208所収) より作成

## (2) 興亜院の動向

1940年8月から9月にかけて、旭硝子の思惑どおりに事態が進行するかに見えた。ただし、懸念すべき事項もあった。興亜院囑託で専売局技師の野口武が長蘆塩増産指導を目的に華北を訪れ(先の龍宮谷の発言にあった興亜院本院関係者の訪中はこれを指す)、永利化学も視察したが、その際、野口は、山領に対して「永利ハ塩業、旭ニ於テ互ニ独占シヨウトシテ暗闘シテキルカ

ラ」その解決のために来たこと、また「永利ヲ旭ガ独占シテ工場トスルガ如キハ到底望ミ得ナイ」と述べた<sup>69)</sup>。

野口は、立地優位に立つ永利化学工場を、旭硝子が自社の一工場とすることは認めないことを明言したのである。野口が興亜院囑託という立場にあることもあって、旭硝子はこの発言を重大視した。

旭硝子本社の細野佐一は興亜院本院に事情を聴取の上、山領に対して野口が「塩増産ノ囑託トシテ趣キタル由ナレハ永利問題ニ容勿 [喙] スル事亦甚タ不可解」と申し送る一方で、旭硝子が永利化学を自社の一工場としようとしているという印象を薄めるために北支那開発に提出した独立後の事業目論見書等は山領の永利化学管理事務所副所長としての意見とするよう求めた<sup>70)</sup>。

### (3) 軍からの警告と北支那開発の姿勢

9月初旬には旭硝子の計画に好意的であったという加藤は、その後姿勢を硬化させた。1940年10月14日加藤は山領を呼び出した。そして、山領が本間部隊経理部長の秋山銀一に対し、「回答文」を手交したことが「手続上ノ誤り」であると問題化していると告げた。「旭ハ受託者ニアラザル故カ、ル書類ハ〔華北〕塩業經由スベキ」であるというのである。しかも、そのなかに「軍ノ経理ヲ反駁シタル不穩ノ個所」があったために多田部隊で「旭ハケシカラヌ抹殺(?) スベシト云フ空気強シ」という<sup>71)</sup>。

10月29日、再び山領は加藤に面会した。加藤は今後軍に直接意見書を出すことは控えるよう山領に指示し、山領は「旭ハ永利ヲ乗取ルト云フ様ナ気持ハ無い貴方ヨリ充分各方面ニ諒解ヲ求メテ貰ヒ度イ」と加藤にとりなしを依頼して別れた<sup>72)</sup>。

華北塩業から永利化学に派遣され、山領とともに永利化学工業管理所の副

69) 山領季雄「専売局野口技師来場ノ件」(40年9月9日)、AGC-00208所収。

70) 「山領季雄宛細野佐一書簡」(40年9月17日)、AGC-00208所収。

71) 「翁長良保宛山領季雄電」(40年10月28日)、AGC-00208所収。

72) 「翁長良保宛山領季雄電」(40年10月31日)、AGC-00208所収。

所長を務める加藤一平も天津特務機関長の山下哲夫（陸軍中佐）から呼び出しを受け、次の3点を質された。

1点目は「旭硝子ト塩業トガ紛争シテキル様ダガ如何」、2点目が「永利ノ事務ト塩業本社トノ紛争ガアルトノ事ダガ如何」、3点目が「旭ノ山領ガ軍ノ經理ヲ反駁シタ文書ヲ出シタトカ言フガ如何」であった。山領は軍が態度を変えた背景には、華北塩業の策動があるのではないかと疑っていた。旭硝子の増産計画と、その延長線上にある華北塩業からの独立案は、当然のことながら華北塩業を刺激した。華北塩業内部では「永利ヨリ旭ガ退去スルコトヲ要望ス」という回章があったという<sup>73)</sup>。

ただし、華北塩業から派遣された社員が皆「anti-旭<sup>74)</sup>」であったわけではない。華北塩業内部にも、旭硝子の処遇をめぐる対立があった。むしろ、塩業に携わる社員は永利化学の工場増設や独立は、塩の対日輸出に支障をきたすために、それを忌避していたが、たとえば山下から呼び出しを受けた副所長の加藤や、元経理主任浜田専一は旭硝子の計画を擁護する立場をとっており、旭硝子は彼らから華北塩業の内情を得ていた。その過程で「塩業本社ノ一部社員ガ加藤氏ヲ永利ヨリ追出シ続イテ旭ヲモ永利ヨリ退却セシメント軍方面ニ策動」しているとの情報を得、また浜田は「或本社ノ社員ガ旭ニ何か落度ガナイカ、君ハ永利ノ經理ヲヤツテ居タノダカラ知ツテキルダロウ」などと尋ねられたとも聞いていた<sup>75)</sup>。

山領にとって、軍が、直接意見書を提出したことをのみを問題視しているのか、永利化学の独立や増設に反対しているのか判然としない中で、華北塩業の「Anti-旭」と軍とが結びつくことは大きな懸念事項だったが、北支那開発の齧宮谷は、意見書は「事実ヲアリノ俣ニ記載シタルニ過ギザル故強硬ニ旭ノ立場ヲ説明スベシ」とむしろ山領をたきつけるような発言をしたという<sup>76)</sup>。

73) 前掲「塩業会社及永利ノ近況報告ノ件」(40年9月19日)。

74) 前掲「塩業会社及永利ノ近況報告ノ件」(40年9月19日)。

75) 山領季雄「塩業会社及永利化学近況報告ノ件」(40年11月22日)、AGC-00208。

76) 前掲「翁長良保宛山領季雄電」(40年10月28日)。

#### (4) 北支那開発への依存とブラックボックス化する興亜院

第1図で確認したように永利化学における旭硝子の立場は、華北塩業との契約にのみ支えられていた。軍の真意を掴めない中で、華北塩業の反対を押し切り、工場増設や永利化学独立という自社の目的を実現するにはどの機関を頼るべきか判然とせず、このことは、特に永利化学に旭硝子を代表して派遣されている山領にとって悩みの種であった。

まず旭硝子が強く依存したのが北支那開発であった。龜宮谷は旭硝子の肩を持つような発言を繰り返しており、また総裁の賀屋興宣も「永利ハ今後〔華北〕塩業ヨリ独立セシムル旨明言シタ」とのニュースも旭硝子には伝わっていた。このため、山領は常務取締役翁長良保に対して「是非一度賀屋総裁ト永利今後ノ事ニツキ懇談」を依頼した<sup>77)</sup>。

ところが、北支那開発に対しても、すぐに軍からの圧力がかけられた。興亜院調査官で陸軍主計中佐であった山田純穂は、「〔北支那〕開発副総裁〔神鞭常孝〕ニ〔北支那開発北京支社〕門田ノ如キ者ハ速カニ会社ヲ止メサスペシト申出」た。門田は本節(1)に見たように、旭硝子の増設計画および華北塩業からの独立に好意的であった人物である。このため、山領と門田は、「今後共充分警戒スル事」を申し合わせた。

一方、北支那開発の神鞭常孝副総裁は大谷尊由前総裁が「塩業会社成立ノ時内田敬三<sup>78)</sup>〔華北塩業〕社長ニ対シ差当リ永利ハ塩業ニヤラセルガ何レハ永利ハ塩業ヨリ独立スルモノダト言フ事ヲ明言」したと山領に述べ、北支那開発としてはこの方針に従い、現在中国がイギリスから輸入しているソーダ類を駆逐するために、永利化学を増設することが必要だとの理由をもってソーダ灰日産300トン、苛性ソーダ100トンの工場増設を求める意向を山領に対して示したのである<sup>79)</sup>。実際に、門田は、山領に対し、ソーダ灰300トン

77) 「翁長良保宛山領季雄電」(40年11月6日)、AGC-00208。

78) 内田敬三は、1888年生まれ、東京高等商業学校専攻科卒業後、日本銀行、山下汽船常務取締役を経て、35年興中公司に入社。39年より華北塩業股份公司社長(『人事興信録』第13版上巻、)41年)。

79) 山領季雄「北京、天津訪問模様報告ノ件」(40年12月12日)、AGC-00208。

工場・石灰法苛性化工場日産100トン工場・隔膜法電解苛性ソーダ工場日産30トン工場それぞれに必要な所要資材と人材とを提出するよう求めた<sup>80)</sup>。

興亜院が旭硝子の計画に対してどのような意向を持っているかは、旭硝子はどうかがい知ることができなかった。野口や山田のように明らかに計画を牽制する姿勢を示す人物もいれば、そうでない人物もいたからである。たとえば華北連絡部技師の八束陽一は、「全ク塩業ハ怪シカラン僕ノ処ヘ塩業ノ奴ガ来ルトガミ、云ツテヤルカラ来ナクナツタ塩業ナンカ早ク〔永利化学の管理を〕止メサシタラ良イ」と述べ、また興亜院技師の杉二郎も好意的な意見を述べた。そこで山領は杉との連絡も密にしながら計画の実現を目指そうと考えた<sup>81)</sup>。

この段階では軍との関係に充分留意しつつ、北支那開発に依存し、かつ興亜院において自社に好意的な技師らの協力を仰ぐというのが旭硝子の基本姿勢となった。

#### 4. 永利化学独立運動の展開

##### (1) 「永利曹達運営ニ関スル打合せ会」

以上の経緯をふまえて、旭硝子から永利化学に派遣されている社員と、旭硝子本社との間で会合がもたれた。旭硝子本社からは中村能一、市川誠之ら課長クラスが参加した。1940年12月24日のことである。

「永利ノ運営ニ対シ旭ハドウ対処スルヤ」が主題であり、ここで山領が興味深い発言をしている。すなわち「永利ノ能率ヲ高メ原料塩ノ消費率ヲ二位ニマデナシ生産モ日産百三十吨位ニシテハ如何カト思フ」というのである<sup>82)</sup>。旭硝子が、あえて永利化学設備を抑えて稼働させていたことが判明する。このことの目的は、旭硝子が提案する設備増設計画実現の可能性を高めるため、永利化学の設備が国内工場に比べて著しく劣っているとアピールす

80) 「山領季雄宛門田省三書簡」(40年11月21日), AGC-00208。

81) 前掲「北京、天津訪問模様報告ノ件」。

82) 「永利曹達運営ニ関スル打合せ会」(40年12月24日), AGC-00208所収。

る必要性があったためだろう。旭硝子は、永利化学の「機械設備至ツテ旧式<sup>83)</sup>」「能率悪シキ事<sup>84)</sup>」を工場増設の根拠としていたからである。

では、なぜ山領は、この段階で「能率ヲ高メ」ようと考えたのだろうか。嶺の提案をめぐって「打合せ会」は紛糾したが、「現在ノ永利操業ヲ誤チナクヤルト云フ以外ニ進ム可キ道ナカランスクスレバ自ラ旭ノ指導權ト云フ様ナモノモ之ヲ認メザルヲ得ザル可シ」という結論にいたった<sup>85)</sup>。この点を勘案すれば、旭硝子が永利化学の運営に主導権を握るためには、旭硝子の技術力を発揮することが捷徑であると山領が考えたと推測されよう。

## (2) 副所長加藤一平の上燕

複線化する命令系統のなかで、軍との関係に充分留意しつつ、北支那開発に依存し、かつ興亜院において自社に好意的な技師らの協力を仰ぐというのが旭硝子の戦略となったということは、前節(4)で述べた通りである。

そのなかで、軍を突破口に旭硝子の計画を実現を図る人物が現れた。それが永利化学工業管理所副所長加藤一平であった。加藤は先述の通り旭硝子からの派遣社員ではなく、華北塩業社員であったが、旭硝子の計画に理解を示していた。彼は予備役陸軍中佐でもあり、支那方面軍參謀部四課管理班長幸道貞治(陸軍中佐)は「加藤氏が金沢連隊ノ大隊長当時ニ其ノ大隊附ノ中尉」であるという関係にあった。なお管理班長は「軍管理工場ニ関スル事務ヲ取扱ヒ管理解除ニ関スル具体的ナ案ヲ立案スル任務」を管掌していた<sup>86)</sup>。

1940年12月21日、加藤は幸道に会うため北京を訪れたところ、幸道は「〔1941年〕一月中旬頃ニ軍管理解除後ノ方針ヲ立案スル事ニナツテキルカラソレ迄ニ〔永利化学の計画について〕是非持参サレ度シ」と述べた。幸道が、軍管理解除の具体的なスケジュールを語ったことで、加藤は、幸道を通じて一気に華北塩業からの独立と永利化学の工場増設を実現しようとした。

83) 前掲「永利化学工業ノ将来ニ対スル意見書」、9枚目。

84) 前掲「北京、天津訪問其他報告ノ件」。

85) 前掲「永利曹達運営ニ関スル打合せ会」。

86) 山領季雄「近況報告ノ件」(41年1月20日)、AGC-00208所収。

なぜ加藤が永利化学の独立にこれほどまでに積極的だったのだろうか。ソーダ類製造の増産がいずれの段階の開発要綱にも書かれていることや、副所長としてソーダ類製造に携わっていたこともあつただろう。加えて、彼が慶應義塾の配属将校であつた際に、同校に在籍していた華北塩業取締役の蔣蔭喬から、永利化学と同じく接収された久大精塩を独立させてほしいという要求が出されていた<sup>87)</sup> ことも無関係ではないと考える。

この点は、加藤が富松に対して語つた永利化学分離案の内容からも明らかである。加藤は、中華民国臨時政府（1940年3月29日華北政務委員会に再編）と華北塩業との間の覚書が存在すると話し、覚書では華北塩業成立（1939年8月20日）から2年の間に、臨時政府が永利化学および久大精塩を華北塩業に現物出資することとなっているという<sup>88)</sup>。もし永利化学が独立する場合、「其ノ代リトシテ右ニ相当スル現金出資」をする必要があり、その額は500万円と想定されるが、華北政務委員会にそれを支出することはできない。旭硝子が華北政務委員会に500万円を貸与さえすれば、「永利久大ヲ塩業カラ引キ離ス」ことができるし、自分は、それを引き継ぐ会社として「旭ガ適任ダト進言スル」。

〔北支那〕開発会社トシテハ全然旭ノモノニナルナラ之ヲ拒否スルニ違  
 ナイカラ其ノ時ハ支那側・開発・旭ノ共同経営ト云フコトニシタラ良イ。  
 支那側ハ勿論開発モ（中略）仕事ニ携ハルコトハ出来ナイノダカラ工場  
 ノ運営ハ勿論製品ノ処理迄モ結局旭ガヤルコト、ナルダロウ  
 というのである。そして旭硝子常務森本貫一の訪中を求めて、華北政務委員  
 会への現金貸与の交渉をまとめて欲しいと求めた<sup>89)</sup>。

富松もこの提案の実現性は高いものと考えた<sup>90)</sup>。加藤は実際に「永利化学

87) 同上。

88) 現段階で、この覚書については一次資料ベースでは確認できていないが、次のような内容であつた。「塩業会社ノ資本ハ日支各折半トシ創立後二年ノ終リニ於テ支那側出資ヲ折半ニ達セシム。支那側出資中ニハ永利化学工業所及久大精塩工廠ヲ評価シ現物出資ニ充ツ」（加藤一平「永利化学工業管理所説明」（41年1月）、AGC-00208所収。

89) 前掲「近況報告ノ件」（41年1月20日）。

90) 「山領季雄宛富松四郎書簡」（41年1月）、AGC-00208所収。

工業管理所説明」(以下、「説明」)をしたため、1941年1月16日、それを幸道に手交した。この「説明」は華北塩業に対して極めて辛辣であった。永利化学工業管理所は「〔華北塩業〕本社ノ無能者ノ処理場」となっており、「斯ノ如キ組織ノ下ニ業績ヲ昂上セントスルガ如キハ絶対ニ不可能」である。「永利ハ曹達工業ニ経験アルモノニ経営セシメ支那側現物出資ノ分ハ此等ノ曹達業者ヨリ支那側ニ現金ヲ融通セシメテ之ヲ塩業会社ニ払込マシメ永利ハ全然塩業会社ト分離シ、塩業会社ハ塩一本ニテ行カシムルヲ可トス」という<sup>91)</sup>。

加藤の説明に対し、幸道はそもそも華北政務委員会と興亜院の覚書については、軍の関知しないところであるから破棄できるだろう、と述べ、また軍管理の委託を華北塩業から「取り上げる必要」があることは軍も同意しているなどと述べたため<sup>92)</sup>、富松や、富松と連絡を取った山領の期待は否が応でも高まった。山領は本社常務取締役の森本に対して500万円の貸与が可能かどうかを問い合わせるに至ったのである<sup>93)</sup>。

### (3) 希望の収縮

永利化学派遣社員の山領や富松とは裏腹に、旭硝子本社はこの加藤の提案に対して及び腰であった。というのも、興亜院華北連絡部技師の杉が永利化学を華北塩業に合併(管理委託でなく)し、「塩曹一貫作業トシ、対日輸出塩価ノ低減ヲ計ル」案を有し、「軍部方面ニモ賛成者多ク技術者ハ強制的ニ旭ヨリダサセルト迄言ヒ居ル」という情報をつかんでいたからである<sup>94)</sup>。明らかに情報が錯綜していた。

1941年2月3日山領は興亜院華北連絡部を往訪し、まずは八東と面会したが、八東は杉は実状は知らない、杉がそのような構想を持っていても実現するものではない、などと述べながら「僕ノ方各色々ト急ガシク手が廻ラヌカラ永利ノ問題ヲ杉技師ノ方ニ頼ンダ」と言って、自ら杉にアクションを起こす考えはないことを婉曲的に述べた。

91) 前掲「説明」。

92) 前掲「近況報告ノ件」(41年1月20日)。

93) 「森本貫一宛山領季雄電」(41年1月17日)、AGC-00208所収。

94) 「山領季雄宛旭硝子株式会社電」(41年2月3日)、AGC-00208所収。

同年2月9日、旭硝子の計画に積極的であった北支那開発の鼈宮谷を尋ねたが、鼈宮谷は「最近旭ノ評判ハ非常ニ良クナツテ驚ク程ダ、ダカラ今余リ活躍スルコトハ反ツテ逆効果ヲ生シ軍人ノ常トシテ何カノ動機デ全然反対トナルコトモアルシ（中略）暫ク静観シタ方ガ良カロウ」と山領に語った<sup>95)</sup>。

ここに至って、翁長は山領に対して、まず加藤から軍および北支那開発の賛成を得て、軍および北支那開発から旭硝子に500万円融資の打診があれば、はじめて正式に回答を行う旨を伝えた<sup>96)</sup>。

1941年3月8日、上京した杉と、旭硝子企画課長中村能一が面会し、「旭トシテハ〔昭和〕十三年秋ニ提出シタ陳情書ノ通り今テモ塩曹分離経営ノ主旨ニ変更ノ必要ヲ認メナイ」と伝えたところ、杉は次のように反駁した。日本のソーダ類製造企業は、「北支ニ於テ血ノ汗ヲ流シテ作ツテ内地ニ送ツタ塩ヲ使用シタ曹達ヲ〔日本国内で使用するのではなく〕北支カ値段カ高イカラテ輸出スルナトハ実ニケシカラヌ」、塩とソーダを分離した場合は、ソーダ類製造企業の商品主義的行動を抑制できなくなる。このために塩曹一貫が好ましいと主張した。

杉は、北支那開発に対しても「元来北支開発ノヤル事ハ『フェア』テナイ」「『ベツ宮谷』理事ナトノ言動ハ関心セス、誤解ヲ受ケルノハ勿論タ」と嫌悪感をむき出しにした。旭硝子常務取締役の翁長良保は、この会談の結果を受けて、「当社トシテハ積極的ニ策動セサル」ことと、杉は専売局出身であることから「塩業ニ偏重」しており、また北支那開発に「感情的ニモ反感ヲ有スル」ことから特に杉に対する言動には注意するよう山領に指示した<sup>97)</sup>。加藤からの提案を受けて膨らんだ希望は、ここで急速に収縮することになる。

95) 山領季雄「興亜院訪問ノ件」(41年2月14日)、AGC-00208所収。

96) 翁長良保「加藤氏ヨリ申入レリアルタル五百万円借款ニ関スル件」(41年2月19日)、AGC-00208所収。

97) 翁長良保「興亜院華北連絡部杉技師トノ面談ノ件」(41年3月10日)、AGC-00208所収。

## 5. 加藤一平の更迭と「契約」の破棄

それでも、1941年4月20日前後までは、山領は、三菱商事北京支店、天津支店を通じてまだ元興中公司社長十河信二が永利化学は華北塩業から独立させるべきだと軍に対して働きかけを行っているというニュースを入手し本社に伝えるなどしていた<sup>98)</sup>。

1941年4月末から5月にかけて旭硝子の期待を完全に打ち砕く出来事が起こる。方面軍の幸道に対して永利の工場増設・華北塩業からの独立を強く働きかけていた加藤一平の更迭である。ことの発端は、華北塩業社長の内田敬三および取締役森新治と加藤の関係が、この時期極端に悪化したことにある。4月21日、山領が北支那開発の龍宮谷と面会した際にすでに「加藤氏ノ塩業幹部内ニ於ケル不信ヲ強調シ加藤氏ヲ支持スルコトハ旭ニトリテモ面白カラサル結果ヲ来スヤニ考ヘル」と告げられており、両者の確執は北支那開発や興亜院、軍にも明らかとなっていた<sup>99)</sup>。

4月30日、加藤は、森から直接「貴下ハ統制ニ従ハナイノデ困ル（中略）塩業本社ナリ東京支社ナリニカワツテモラワネバナラス」と直接告げられた。加藤は、「何処ガ統制ニ服シナイノカ」、「永利ハ完全ニ明朗化セバ何時デモ自分ハ退却スル（中略）然シ其ノ時期マデ待テズ僕ヲ永利ヨリ追出ス考ヘカ？ソレナラバ自分モ考ヘガアルカラ尚三人〔内田・森および同社取締役乾利一〕デ研究シテ呉レ」と声を荒げて退出し、5月1日、乾に対して場合によっては幸道に話をつけると告げた<sup>100)</sup>。

5月10日、方面軍参謀部第四課の加藤晋（以下、加藤少佐）らが永利化学を訪れ、山領が「回答文」を軍に直接提出した手続き上の瑕疵と、加藤一平（以下、加藤）の「独断」を詰問した。そして、山領と加藤に対し、今後は華北塩業社長内田敬三の命に服し、「越権独断ノ行動」を起こさないよう迫った。加藤は、これに従う旨を答え、山領は永利化学工業管理所副所長として

98) 山領季雄「近況報告ノ件」(41年5月1日)、AGC-00208所収。

99) 同上

100) 同上。

は内田の命令に従うが、旭硝子を代表する事業幹部としては内田とは「相談スルノミ」と返答したところ、加藤少佐は興中公司与旭硝子との間の契約はもはや無効であり、従って「事業幹部」は存在しないという意向を示したという。

事態は、これでも収束せず、加藤は更迭され一ヶ月以内に召集<sup>101)</sup>を受けて「軍ノ世話ニヨリ他ニ転出」することになった<sup>102)</sup>。永利化学訪問の直前、天津の華北塩業本社も加藤少佐らの訪問を受け社長の内田敬三、永利化学工業管理所長森新治らが永利化学に対する監督が不十分であるとして詰問を受けていた。そして、永利化学工業管理所長は、社長の内田が兼任し、直接監督にあたることとなった。

旭硝子は、急遽取締役八代保を北京に派遣し、北支那開発の龍宮谷同席のもと加藤少佐と意見交換を行った。そこで遅くとも1941年中に軍管理が解除となる見込みであることに加え、旭硝子にとっては重大な情報が齎された。「現在ノ永利ノ設備ハ甚敷旧式ニシテ之ヲ改造スル意志ナク永利ハ使ヒ古ス積リ、其ノ代り新設ノ能率ヨキ工場ヲ建設スル」というのである。

5月13日、八代と山領が興亜院華北連絡部の杉および書記官の村岡信勝を訪問したところ、1941年度、永利化学の改良工事のための資材は興亜院本院から1トンも割り当てられなかったこと、またここでも永利化学以外に工場を新設し、「曹達工業組合」かあるいはいずれかの1社に経営を委託する予定であることを聞かされた。その候補として加藤少佐から「日本曹達ハ如何」という質問が出たこともあり、山領は方面軍や興亜院は日本国内の遊休設備の移転等による工場新設は確実であり、「永利ハ此ノ儘〔改良や増設をせず〕使ヒ古ス」方針であることは間違いないと本社に書き送った<sup>103)</sup>。この日、

101) 加藤は、現役復帰をまず華北塩業東京支社に異動となり（山領季雄「加藤副所長転任ノ件」（41年6月18日）、AGC-00208所収）、41年6月23日、前永利化学経理主任浜田専一が副所長に就任した（山領季雄「近況報告ノ件」（41年7月2日）、AGC-00208所収）。なお、以降の加藤一平の消息については詳らかでないが、44年7月1日、第16軍軍政監部部員から台湾軍司令部附となったことが確認できる（「陸軍異動通報」第129号、44年7月5日、JACAR/C12120913400）。

102) 「森本貫一・翁長良保宛山領季雄文書」（41年5月13日）、AGC-00208所収。

103) 山領季雄「近況報告ノ件」（41年5月17日）、AGC-00208所収。なお、1941年7月には、

正式に内田敬三が永利化学工業管理所長に就任した。内田は、所員が北京や満洲、内地に出張する場合は、必ず所長の許可を得ること、永利化学の運営に関する私見を外部に発表することは禁止すること（軍が求めた場合に限り、受託者一すなわち華北塩業—を通して発表すること）を訓示した<sup>104)</sup>。ここにおいて、実質的に興中公司与旭硝子との間に交わされた契約は明示的に破棄されたのである。

この点は、旭硝子から永利化学に派遣されていた笹淵佐助の細野佐一宛書簡がもっとも端的に示している。「旭は単なる請負者として人間を供給して居るといふ結果になるものと思ふ。指し当り吾々は定傭人夫といふ所ですか……<sup>105)</sup>」というわけである。加えて、旭硝子が出資および「付替」を行っていた40万円あまりのうち、当初、興中公司与の取り決めによって出資した15万円（およびその資本利子4万2千円余）を控除した20万7千円あまりが清算されることになった<sup>106)</sup>。名実ともに、旭硝子は華北塩業のパートナーとしての地位を失ったのである。

## 6. 太平洋戦争の勃発と永利化学の独立

### (1) ソーダ類製造に対する方針再転換

1941年12月8日、太平洋戦争が勃発すると、日本の占領地域に対するソーダ類輸入は杜絶した。加えて日本の占領地は急激に拡大した。輸入に依存することなく占領地にソーダを供給する必要が生じた。しかし、これは容易なことではなかった。日本国内のソーダ類製造企業は、原料塩の割当不足によって生産量が大きく落ち込んでいたからである。日本曹達株式会社傘下の

---

元日本曹達社長の中野友禮が北支を訪れ、「興亜院等ハ万事認識不足デ内地デ遊ンデ居ル機械ヲ持ツテ来テ事業ヲアルノモ許可セヌ」と述べたという（幸先政夫（旭硝子支那出張員）「元日曹社長中野有〔友〕禮氏来支ノ件」（41年7月11日）、AGC-00208）。

104) 山領季雄「永利化学工業管理所々長訓示ノ件」（41年5月17日）、AGC-00208所収。

105) 「細野佐一宛笹淵佐助書簡」（41年5月14日）、AGC-00208所収。笹淵は、「温床育ち」の旭硝子重役は、外部との折衝が「ダラシナイ」ことを非難し、もし請負者の立場を脱することを望むなら、翁長ら「最高責任者」が外部（「北京ノ軍方面」）に旭硝子の利害をより強く発言すべきであると書き送っている。

106) 「大野政吉（旭硝子株式会社社長）宛山領季雄文書」（41年5月14日）、AGC-00208所収。

九州曹達株式会社などはこのために生産を中止していた<sup>107)</sup>。三菱商事がまとめた『立業貿易録』によれば「北支のみならず中支も極度の曹達飢饉に苦んでいた」(三菱商事株式会社1958: 821) という。

1942年に入ると、華北地域におけるソーダ類製造に対する方針が大きく変更される。方面軍参謀部が作成した『北支那資源要覧』(1942年9月1日)には、「曹達工業ヲ中心トスル化学工業ノ振興ニハ特ニ重要ノ意義ガアル」と明記され<sup>108)</sup>、同資料の付表「北支主要資源ト国土計画ニ基ク開発構想一覽」には、現在5万トンの永利化学生産設備を、ソーダ灰ベースで59.6万トンまで拡大すること、青島および海州(連雲区)に新設予定の工場とあわせ、北支で「日満支ブロック需要量ノ1/3 [100万8千トン] ヲ供給ス」ることが目標として掲げられた。

策定されてから1年も経過しない「北支産業開発五ヶ年計画要綱」(1941年12月17日策定)の生産目標が、ソーダ灰156,950トン、苛性ソーダ49,275トンであったことと比較すれば、太平洋戦争の勃発によって方針の転換—華北を塩の対日供給拠点とするのみならず、ソーダ類製造拠点とすること—があったことが明確となる。

1942年2月に設置された大東亜建設審議会<sup>109)</sup>でも北支那開発総裁津島寿一が同審議会第五部会第四回会議(1942年6月11日)に向け提出した意見書で、「北支曹達工業ノ拡充乃至新設ハ輸送力節約ノ見地ヨリスルモ必要欠クヘカラサルモノト謂フヘシ。之カ為ニハ徒ニ日本曹達工業ノ現状ニ捉ハルル事ナク、可能ナル範囲ニ於テ設備ノ北支移駐乃至新設ヲモ考慮スヘキナリ<sup>110)</sup>」と述べるなど、華北地域におけるソーダ類製造を、塩業の付帯事業の枠を超えて、積極的に拡大すべきだと述べた。

戦局の悪化によって、この必要はますます高まった。1942年11月1日、興

107) 『三井物産事業報告書』昭和16年度下期, 28頁および昭和17年上期, 26頁。

108) 甲集団参謀部『北支那資源要覧』(42年9月1日), 2頁, JACAR/C13070302400。

109) 大東亜建設審議会については、安達(13)を参照のこと。

110) 津島寿一「大東亜経済建設ト北支ノ鋳工業及電力ノ開発ニ於テ」(42年6月8日), 『大東亜建設審議会第五部第四回会議配布資料』(42年6月11日), JACAR/A06030004000, 17頁。

亜院や対満事務局、外務省東亜局を統合されて設置された大東亜省（大臣：青木一男）は、敗北が確定的となっていた1944年1月でも「昭和十九年度支那生産拡充及物資動員計画」において永利化学に「年産五－六万疋工場ノ急速移設ヲ必要トス」との方針を示している<sup>111)</sup>。

## (2) 永利化学に対する影響

ソーダ類製造工業に対する方針転換は、永利化学にどのような影響を与えただろうか。(1)に述べたようなソーダ類製造の本格的な拡充を実現するためには、華北塩業からの独立は不可欠である。そうでなければ華北塩業が主目的とする塩の対日供給量の増大と現地におけるソーダ類増産の間にあるジレンマがやはり桎梏となるからである。ここで再び永利化学独立が方面軍や北支那開発で議論されるようになる。しかし、それは旭硝子が望む永利化学の自社塘沽工場化を意味していないことは明らかであった。

加藤更迭後、1941年8月2日、旭硝子本社で善後策を協議した段階では、山領から興亜院華北連絡部では専売局から出向組が力を持ち、永利化学の独立および工場増設は絶望的であるという見通しが語られたばかりか、塩の割当が減らされ、「一時〔ソーダ類生産は〕中止シテクレト云フ話」もあったという現状も報告された<sup>112)</sup>。その後も旭硝子は方面軍の「軍管理委任原簿」含まれていない、すなわち正式な軍管理工場の委託者（協力会社）として認められていないという情報が齎され<sup>113)</sup>、さらには旭硝子の出資額の清算が実行されるなど<sup>114)</sup>、旭硝子は、永利化学から疎外されるのではないかという危機感を強めていた。

111) 大東亜省「昭和十九年度支那生産拡充及物資動員計画設定ニ関スル説明要旨」（44年1月），31頁，JACAR/B08060388500。

112) 「山領氏現地報告懇談会」（41年8月26日），AGC-00208所収。

113) 「北川浩（旭硝子株式会社販売部長）宛大野政吉書簡」（41年10月21日），AGC-00208所収。華北塩業はこのために旭硝子は永利化学の経営にタッチする資格を有せず、「永利ヲ自己ノ子会社ニセント暗躍」したという（前掲「近況報告ノ件」（42年1月15日），AGC-00208所収）。

114) 「常務取締役宛北川浩書簡」（41年10月29日），AGC-00208所収。

変化の兆しがみられたのは1941年末のことである。まず華北塩業社長の内田が旭硝子社長の野政吉を往訪し、「今迄ノ問題ヲ解決致シ将来ハ旭ト塩業ガ相提携シ永利ヲ中心トシテ北支ノソーダ事業ヲヤル」という話をした。山領は内田の突然の豹変に驚き、「仲々喰ヘヌ男ニシテ裏面ヲ、、、ヲ考ヘル人」だから、何か裏があるのだろうと本社に申し送ったほどである。

1942年1月に入ると、旭硝子は永利化学独立の機運が高まっていることを知った。興亜院および北支那開発が「当工場ガ現在ノ複雑ナル形態ヲ解消シ独立ノ機運ニ傾キツ、アル（中略）北京天津等ニ於ケル産業人経済人ノ間デハ永利ノ独立ノ独立ハ既定ノ時日ノ如ク話サレ居ル」という<sup>115)</sup>。

1月なかば、内田の旭硝子への接近の理由が、永利化学独立の機運の高まりと関係あることが判明した。永利化学の独立に関して、興亜院や方面軍参謀部では「“塩業のけもの案”が専ラ」で、しかもそれが1942年3月には実行されるという情報があるというのである<sup>116)</sup>。華北塩業は、このために「狼狽ソノ極ニ達セル様子」で旭硝子との関係を修復する必要が生じていた<sup>117)</sup>。山領みずから北京に赴くことは華北塩業の許可がおりなかったため<sup>118)</sup>、旭硝子天津出張員幸先政夫、三菱商事北京支店を通じて情報を収集したところ、「塩業のけもの案」とは、以下のような内容を含んでいた。

まずは、塩以外の事業会社から華北塩業を排除する方針である。華北塩業が塩業以外に関与している企業に関する「経営ニ手腕ナシトボロクソニ言ハレ居ル」状況であった<sup>119)</sup>。たとえば、華北塩業は、永利化学のほかに、苦汁工業の実施を目的に、東洋紡績と折半出資によって東洋化学工業株式会社を設立していた（柴田08：218）。しかし、華北塩業から派遣され同社社長をつとめていた大岡幸三郎は、「東洋紡ヨリ大岡氏ニ資金ガ出サレテ居ル」こともあって「全ク自由ニ振舞ヒ、華北塩業代表トハ名ノミデ実権ハ東洋紡ニア

115) 山領季雄「近況報告ノ件」(42年1月6日)、AGC-00208所収。

116) 「常務取締役宛山領季雄電」(42年1月13日)、AGC-00208所収。

117) 前掲「近況報告ノ件」(42年1月15日)。

118) 前掲「近況報告ノ件」(42年1月6日)。

119) 前掲「近況報告ノ件」(42年1月15日)。

り」ともされていた<sup>120)</sup>。華北塩業を「生産会社」の経営から排除すべきだという機運が高まっていた。

また、「ソーダト塩ガ不可分ノモノダト主張スルナラ塩ノ値段ヲ高く買上ゲテヤレバヨイ」とも言われており、永利化学が必要な塩を強制収買する方針も示されていた。これが実現すれば、華北塩業は、塩の流通、ことに対日供給量を完全には把握できなくなる。このため、「彼等〔華北塩業〕ガ旭、旭ト当方ノ協調ヲ主張シ」、華北塩業と旭硝子との密接不可分の関係を興亜院や方面軍に示す必要が出たと山領は推測する<sup>121)</sup>。

### (3) 華北塩業と北支那開発のせめぎ合い

1942年1月、華北塩業は、軍管理解除後、華北塩業から永利化学が独立するとしても華北塩業と旭硝子の折半出資とし、経営の実権を華北塩業で握ろうと考え、興亜院に具体案を提出した。華北塩業にとって永利化学からもたらされる収益が無視できない水準に上っていたことがその背景にあったと推測できる。それに異を唱えたのが北支那開発である。北支那開発は「永利ヲ子会社トシテ独立サス事ハ永利ノ将来ノ発展性カラ観テモ面白カラズ」とし、鼈宮谷を中心として、北支那開発、華北塩業・旭硝子および華北政務委員会の出資によって新会社を設立する案を別に興亜院に提出した<sup>122)</sup>。

1942年1月27日には山領、三菱商事北京支店長小松繁双方から旭硝子常務取締役翁長宛に電報があり、北支那開発が、永利化学の軍管理が解除された場合、旭硝子・北支那開発・華北塩業の3社共同出資で新設したい旨を明らかにしたことが伝えられた。小松は、北支那開発は「〔ソーダ類の〕積極的増産ヲ考慮」したものであると伝え、山領は「現在考へ得ル案内一番良キ

120) 前掲「山領氏現地報告懇談会」。

121) 前掲「近況報告ノ件」(42年1月15日)。山領の見立てによれば、これは独立後の永利化学から華北塩業が排除されないためのポーズであり、帰国中も徳山曹達株式会社を往訪するなど「旭ヲ押出ス魂胆」があるような行動をとっていた(山領季雄「近況報告ノ件」(42年1月24日)、AGC-00208所収)。

122) 山領季雄「近況報告ノ件(二)」(42年1月20日)。

モノ」と付言している<sup>123)</sup>。

旭硝子も、1942年2月初頭、「結局ハ開発ノ子会社タルヲ目標ニ三社〔北支那開発・旭硝子・華北塩業〕均分出資シテ曹達ヲ中心トスル北支化学工業ノ確立ニ努力スベキ方針」を定め、具体案を策定した<sup>124)</sup>。しかし、それでも独立や工場増設は容易には果たされなかった。1942年7月になっても、旭硝子が提出した具体案に対する返答はなく、増設に必要な資材・資金が割り当てられることはなかった<sup>125)</sup>。

1942年末になっても、華北塩業は単独で電解法（隔膜法）による苛性ソーダ製造工場（日産3トン）の設置を目指すなどしており、これに関して旭硝子には一切の連絡がなかった。1943年に入っても事態は変わらず、旭硝子は、「従来ノ暗カズ飛バズノ態度ヲ一擲シ（中略）旭ノ希望スル『旭ト開発ト共同シテ経営スル独立会社』案実現ニ努力スベキ事」を本社常務・部長連名で永利化学の旭硝子派遣社員に伝えている。

さらに龍宮谷に対して「運動資金ヲ適宜提供方ヲ許ス」こと、もし方面軍参謀部が「強力ニ横ヤリヲ入レン」とするときは、北支那派遣憲兵隊司令官三浦三郎（陸軍中将）の介入を求めることを決めた。一方、北支那開発を交えた形で独立後の永利化学の経営がなされるのであれば「苦汁工業ヲ入レヨウト入レマイト事業内容ハ之ヲ問ハズ」ともされており<sup>126)</sup>、旭硝子・華北塩業のいずれがソーダ類生産に主導権を握るかの調整に加え、独立後の永利化学が行う事業内容の調整にも時間を要したことが分かる。

永利化学の軍管理が解除され、永利化学が華北塩業から独立して永利化学工業股份有限公司となったのは1944年7月のことである<sup>127)</sup>。資本金1500万円、出資者とその比率は、華北政務委員会40%（現物出資）、北支那開発・旭硝

123) 「常務取締役宛山領季雄電」（42年1月27日）、「翁長良保宛小松繁（三菱商事北京支店長）電」（42年1月27日）、ともにAGC-00208所収。

124) 翁長良保「三社協力ノ件」（42年2月6日）、AGC-00208所収。

125) 山領季雄「近況報告」（42年7月17日）、AGC-00208所収。

126) 「永利問題ニツキ常務・部長承認ノ件」（43年8月16日）、AGC-00208所収。

127) 森本貫一（永利化学工業股份有限公司副董事長）「融資ニ関スル件」（44年7月19日）、AGC-00208所収。

子・華北塩業各20%であった(社史:228)。

## おわりに

最後に、本稿の内容をまとめておこう。旭硝子は、自社の中国市場ひいてはアジア市場における優位を確立するために、接收後の永利化学の経営に「参画」した。この目的を達成するために、工場増設を目指したのである。しかし、永利化学の管理委託を受けた華北塩業は塩の対日供給最優先の経済開発計画を重視して永利化学の設備増設を認めないばかりか、ソーダ類生産そのものにも消極的であった。このため、旭硝子は工場増設を実現するために永利化学独立を方面軍、北支那開発、興亜院に働きかけるようになる。

興亜院も方面軍も最終的には旭硝子の計画に反対の立場をとった。ただ、旭硝子がそれを窺知することができなかったのは方面軍にせよ興亜院にせよ、その担当者は当初は旭硝子の要求を容認するかのような姿勢をとったからである。旭硝子はこのために、突破口はどこにでもあるように感じて、独立を積極的に働きかけた。このことは、計画が乱立するなかで、当事者ですら計画が内包するジレンマに気付かず、そして計画の力点がどこにあるか把握していなかったことを示す。

一方、華北塩業も、ソーダ類販売益を塩の取買や塩田開発に流用する体制を整えており、旭硝子の計画に強く反発した。ここに、実際の工場運営をめぐって華北塩業と旭硝子の対立が顕在化したのである。この対立には方面軍が介入し、永利化学工業管理所副所長の更迭を行い、また旭硝子派遣社員を華北塩業社長の指揮監督下に位置付けることで対立の収束を図った。常に計画が変更されるなかで、方面軍が当事者間の弥縫的な調整役を担った側面がある。ただ、その調整は確固たる計画に基づいた根本的なものではなく、問題の先送りであったことには注意が必要である。

太平洋戦争が勃発すると、華北のソーダ類不足が深刻化し、計画がさらに変更される。ソーダ類増産にも力点がおかれるようになったのである。ただし永利化学が華北塩業に管理される以上、この目的は果たされない。華北塩

業が行うべき塩の対日供給量増大と華北におけるソーダ類増産はトレード・オフの関係にあるからである。

そこで、にわかに永利化学の独立が議論されるようになるが、これは旭硝子が望んだ独立とは、その性格を異にすることは言うまでもない。旭硝子が、永利化学を自社の塘沽工場とすべく動いていたのに対し、ここでの独立は、変更された計画と実際局面を強制的に一致させるための施策だったからである。とはいえ、旭硝子にとっては、自らの目的に近づくという意味では、現状では最良の選択肢であると考えた。永利化学の独立が実現するまでに、さらに1年半強を必要としたものの、戦争末期の1944年7月、永利化学は華北塩業から独立し、永利化学工業股份有限公司として新たに設立された。

さて、本稿永利化学の独立を、旭硝子の視点から検討したが、方面軍、あるいは華北塩業からみれば、全く違った様相を看取することができよう。この点は、今後の課題である。

[附記] 本稿は、JSPS科学研究費（基盤研究（C）：19K01781）の成果の一部である。

#### 参考文献（紙幅の関係から副題はすべて省略した）

（日本語文献）

旭硝子株式会社臨時社史編纂室1967 『社史』、旭硝子株式会社

安達 宏昭2013 『「大東亜共栄圏」の経済構想』、吉川弘文館

王 京濱2005 「永利化学からみる民国期の産業金融」、田島（2005）

加藤 陽子2007 「興亜院設置問題の再検討」、服部ほか（2007）

北支那開発株式会社1941 『北支那開発株式会社及関係会社概要』昭和十五年度

北支那開発株式会社総務部文書課1940 『北支那開発株式会社並北支那開発株式会社ノ関係会社概況』、北支那開発株式会社

貴志 俊彦1997 「永利化学工業公司と范旭東」、曾田（1997）

兒玉 州平2014 「満州塩業株式会社の設立意義」『国民経済雑誌』210-6

- 2015 「1930年代なかば華北における企業買収」『三菱史料館論集』15
- 2017 「日本帝国の工業塩需要」『社会経済史学』83-1
- 2020 「『便宜方法』としての『自己輸移入塩』制」『日本塩業の研究』36
- 小林 英夫2006 『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』増補版, 御茶の水書房
- 柴田 善雅2002 「中国占領地行政機構としての興亜院」, 本庄ほか (2002a)
- 2008 『中国占領地日系企業の活動』, 日本経済評論社
- 白木沢旭児2016 『日中戦争と大陸経済建設』, 吉川弘文館
- 鈴木 茂1974 「戦時日本の財政投融资機構と政府出資法人」『経済論叢』113-2/3
- 1975 「日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占」『経済論叢』116-1/2
- 1976 「日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の『統合調整』と北支那開発株式会社」『経済論叢』117-5/6
- 曾田 三郎1997 『中国近代化過程の指導者たち』, 東方書店
- 田島 俊雄2003 「中国化学工業の源流」『中国研究月報』668
- 2005 『永利化学・天原電化とその時代』(東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.17), 東京大学社会科学研究所
- 中村 隆英1983 『戦時日本の華北経済支配』, 山川出版社
- 服部 龍二ほか2007 『戦間期の東アジア国際政治』, 中央大学出版会
- 馬場 明1983 『日中関係と外政機構の研究』明治百年史叢書333, 原書房
- 原 朗2013 『日本戦時経済研究』, 東京大学出版会
- 古川 隆久1992 『昭和戦中期の総合国策機関』, 吉川弘文館
- 防衛庁防衛研修所戦史室1975 『支那事変陸軍作戦〈1〉昭和十三年一月まで』(戦史叢書87)
- 本庄比佐子ほか2002a 『興亜院と戦時中国調査』, 岩波書店
- 本庄比佐子ほか2002b 「はじめに」, 本庄ほか (2002a)
- 松浦 正孝1995 『日中戦争期における経済と政治』, 東京大学出版会
- 満洲史研究会1972 『日本帝国主義下の満州』, 御茶の水書房
- 三菱商事株式会社1958 『立業貿易録』

- 南満洲鉄道株式会社1936 『日満支に於ける工業製品需給状況調査』第1巻
- 南満洲鉄道株式会社調査部1940 『北支那塩及曹達業開発経計画』（北支那産業開発計画立案書類第四編）
- 南満洲鉄道株式会社天津事務所調査課1937 『支那に於ける酸，曹達及窒素工業』（北支経済資料第三十二輯）
- 峰 毅2005 「戦間期東アジアにおける化学工業の勃興」田島（2005）
- 山崎 志郎2012 『物資動員計画と共栄圏構想の形成』，日本経済評論社
- 依田 憲家1974 「日本帝国主義の『華北経済工作』と『華北開発計画』」『社会科学討究』19-2
- 1975 「日本帝国主義の華北占領地区経済支配」の設立をめぐって」『社会科学討究』21-1
- （中国語文献）
- 河北省地方志編纂委員会1996 《河北省志26 塩業志》，北京，河北人民出版社
- 解 学詩2007 《満鉄与華北経済》，北京社会科学文献出版社
- 中国人民銀行上海市分行金融研究室1983 《金城銀行史料》，上海人民出版社
- （英語文献）
- Kwan, Man Bun 2016 *Patriots' Game*, Brill Academic Pub., Leiden.